

西之表市と防衛省との協議の場報告

令和6年6月14日（金）に第14回協議の場を開催しましたので、概要について掲載します。

第14回協議の場

【日時】令和6年6月14日（金）16:00から

【場所】西之表市役所

【概要】（以下市＝西之表市、防＝防衛省）

〈自衛隊施設整備における環境保全措置等について〉

防：資料に基づき、以下のとおり説明

馬毛島における自衛隊施設整備に際して、施設整備開始前に公表した環境影響評価書に記載されている環境保全措置等を適切に講じながら工事を進めているところ。これまで講じてきた措置について具体例を挙げて説明させて頂く。

【環境保全措置等を徹底するための取組】

環境保全措置等を徹底するための取組については、環境保全を万全なものとするために、工事関係者1人1人に対し、環境保全措置の内容を周知徹底することが重要と考えている。このような考えの下、工事の進捗状況に応じ、工事受注者に対して配慮すべき動物や植物の周知を含む、環境保全措置等の内容について説明会を実施し、工事関係者への周知を図っている。

これまでの開催実績については、令和5年1月、陸上工事着手時に第1回目の説明会を実施し、これ以降も令和5年に2回実施しており、次回は本年6月中に開催を予定している。また、この取組とは別に、馬毛島に初めて入島する工事関係者がいる場合には、都度説明を実施するなど、万が一にも漏れがないよう、周知の徹底を図ってきている。

【オカヤドカリ類への対策】

これまで実施した環境保全措置等の一例として、まずはオカヤドカリ類への対策について説明させていただく。

改変区域内のオカヤドカリ類を採捕し、改変区域外の生息に適していると考えられる海岸付近の林縁部や砂浜等に移動している。

また、オカヤドカリ類については、海岸部の改変区域の周囲に侵入防止柵を設置し、工事区域内に入り込まないような措置を講じている。

【大気質・騒音・振動】

大気質については、西之表市街地の資機材運搬車両走行ルート沿い1か所で令和5年2月、4月、8月、10月、令和6年1月に約1週間、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄の調査を行っている。調査の結果、環境省の定める「二酸化窒素に係る環境基準」及び「大気の汚染に係る環境基準」における1日当たりの基準値を下回っていることを確認している。

具体的には、二酸化窒素の1日当たりの平均の基準値は0.06ppm以下で、最高値は0.007ppmであった。浮遊粒子状物質の1日当たりの平均の基準値は1m³当たり0.1mg以下で、最高値は0.034mgであった。また、1時間当たりの基準値は1m³当たり0.2mg以下で、最高値は0.077mgであった。二酸化硫黄の1日当たりの平均の基準値は0.04ppm以下で、最高値は0.004ppmであった。また、1時間当たりの基準値は、0.1ppm以下で、最高値は0.014ppmであった。

騒音・振動については、西之表市を含む種子

島内の資機材運搬車両走行ルート沿いの住宅地近傍5か所で、令和5年2月、4月、8月、10月、令和6年1月に平日及び休日のそれぞれ1日、測定を行っている。測定の結果、全ての地点で「騒音に係る環境基準」及び「振動規制法に基づく要請限度」における基準値を下回っていることを確認している。

具体的には、昼間の騒音の基準値は70dB以下で、平日は51dB～66dB、休日は51dB～64dBであった。夜間の騒音の基準値は65dB以下で、平日は41dB～58dB、休日は44dB～56dBであった。昼間の振動の基準値は65dB以下で、平日は25dB未満～44dB、休日は25dB未満～32dBであった。夜間の振動の基準値は60dB以下で、平日は25dB未満～34dB、休日は25dB未満～32dBであった。

【濁水対策】

濁水対策については、改変区域内から土砂が流出し、濁りの発生原因とならないよう、工事エリア内には仮設沈砂池を設置している。沈砂池に溜まった水は、濁水処理施設を通すことにより、浮遊物質（SS）濃度が「水質汚濁に係る環境基準」における水道1級（河川）の基準値である、25mg/L以下になるよう処理した上で、工事エリア外に排水している。また、これらの措置を確実なものとするため、仮設沈砂池の排砂や濁水処理施設の定期的なメンテナンスといった維持管理を適切に行っている。このほか、改変後は、植生吹付等により裸地面を保護し、濁水の流出を抑制している。

これらの措置に加え、雨量の増加が予想される梅雨の時期や台風の接近が見込まれる際には、土嚢等を設置することにより、濁水が工事エリア外に流出しないよう、万全の対策を講じている。

【馬毛島のニホンジカの個体数調査】

馬毛島のニホンジカの個体数調査について

は、本年4月26日、個体数の推定結果と防衛省が講じている環境保全措置が適切になされていると考えている旨、説明させていただいたところであるが、改めて概要を説明させていただく。馬毛島における自衛隊施設の整備を行うにあたり、馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、専門家や県知事の意見等を踏まえ、適切に調査、予測を行っており、環境影響評価書においては、現況調査の結果を踏まえ「現在の生息個体数である700～1,000個体程度と概ね同程度で推移する」としていたところ。他方で、予測については不確実性があり、そのため、環境保全措置を講じるとともに、個体数モニタリングを実施していくこととしていたところである。そのモニタリングについては、比較的開けた場所での目視調査と、樹林内等に設置したセンサーカメラを用いた調査の2種類の調査を行っている。先般お示ししたとおり、令和5年度に実施した調査結果を分析したところ、島内には現時点で1,000～1,200個体程度が生息していると推定したところである。なおこの判断については、専門家から妥当であるとの見解を得ている。

【ミサゴへの対策】

ミサゴへの対策については、ミサゴの営巣地付近には、周辺の利用を極力避けるよう注意を喚起するための看板を設置している。海岸部で繁殖するミサゴについては、工事直前に踏査を行い、繁殖が確認された場合は、繁殖が終了するまでは営巣箇所周辺を避けるように、看板を設置するなどして繁殖期の車両や人の立ち入りの制限に努めている。また、ミサゴの繁殖状況を確認するために定点調査を行っている。

以上、説明させていただいたとおり、施設の整備にあたっては、環境保全措置を確実に講じるとともに、事後調査や環境監視調査の結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

（※第41号その2へ続く）